教示

1　この通知について不服があるときは、この通知を知った日の翌日から起算して60日以内に静岡県知事に対し行政不服審査法に基づく審査請求をすることができます。(審査請求の記載事項は、行政不服審査法第15条に規定されています。)

2　また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して６ヶ月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。)提起することができます。(なお、処分の通知を受けた日の翌日から６ヶ月以内であっても、処分の日から１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６ヶ月以内に提起しなければなりません。

なお、別紙明細書は掲載を省略し、それらを静岡県磐田市国府台３番地１磐田市役所掲示場において掲示する。

公示送達

磐田都市計画事業磐田市駅北土地区画整理事業の換地処分通知書の送付にかわる公告第12号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第１項の規定による磐田都市計画事業磐田市駅北土地区画整理事業の換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第１項の規定により、当該通知の送付にかえてその内容を公告する。

平成26年５月14日

磐田都市計画事業
磐田市駅北土地区画整理事業
施行者　磐田市
代表者　磐田市長　渡部　　修

1　書類を受けるべき者の住所及び氏名
磐田郡中泉町二之宮59番地
松井謙三郎（抵当権者）

2　通知の内容
土地区画整理法第103条第１項の規定による換地処分通知

①　従前の土地
磐田市二之宮字若宮1655番２
宅地66.11㎡　基準地積67.87㎡
権利価額3,857,280円
１番　抵当権　全部

②　換地処分後の土地
磐田市中泉二丁目４番12　宅地66.15㎡
全部権利価額4,242,048円

③　土地所有者
磐田市二之宮1325番地２　中尾教次郎

教示

1　この通知について不服があるときは、この通知を知った日の翌日から起算して60日以内に静岡県知事に対し行政不服審査法に基づく審査請求をすることができます。(審査請求の記載事項は、行政不服審査法第15条に規定されています。)

2　また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して６ヶ月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。)提起することができます。(なお、処分の通知を受けた日の翌日から６ヶ月以内であっても、処分の日から１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６ヶ月以内に提起しなければなりません。

なお、別紙明細書及び換地図は掲載を省略し、それら静岡県磐田市国府台３番地１磐田市役所掲示場において掲示する。

公示送達

磐田都市計画事業磐田市駅北土地区画整理事業の換地処分通知書の送付にかわる公告第13号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第１項の規定による磐田都市計画事業磐田市駅北土地区画整理事業の換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第１項の規定により、当該通知の送付にかえてその内容を公告する。

平成26年５月14日

磐田都市計画事業
磐田市駅北土地区画整理事業
施行者　磐田市
代表者　磐田市長　渡部　　修

1　書類を受けるべき者の住所及び氏名
磐田市中泉420番地の１
伊藤　竹男（抵当権者）

2　通知の内容
土地区画整理法第103条第１項の規定による換地処分通知

①　従前の土地
磐田市二之宮字丸山1773番１　畑122.00㎡
基準地積125.25㎡
２番　条件付所有権移転仮登記　全部

②　換地処分後の土地
磐田市中泉四丁目６番２　宅地110.87㎡
全部

③　土地所有者
静岡市駿河区小鹿884番地の59
伊藤　公成

教示

1　この通知について不服があるときは、この通知を知った日の翌日から起算して60日以内に静岡県知事に対し行政不服審査法に基づく審査請求をすることができます。(審査請求の記載事項は、行政不服審査法第15条に規定されています。)

2　また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して６ヶ月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。)提起することができます。(なお、処分の通知を受けた日の翌日から６ヶ月以内であっても、処分の日から１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６ヶ月以内に提起しなければなりません。

なお、別紙明細書及び換地図は掲載を省略し、それら静岡県磐田市国府台３番地１磐田市役所掲示場において掲示する。

公示送達

磐田都市計画事業磐田市駅北土地区画整理事業の換地処分通知書の送付にかわる公告第14号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第１項の規定による磐田都市計画事業磐田市駅北土地区画整理事業の換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第１項の規定により、当該通知の送付にかえてその内容を公告する。

平成26年５月14日

磐田都市計画事業
磐田市駅北土地区画整理事業
施行者　磐田市
代表者　磐田市長　渡部　　修

1　書類を受けるべき者の住所及び氏名
磐田市二之宮1765番地
寺田　市郎（抵当権者）

2　通知の内容
土地区画整理法第103条第１項の規定による換地処分通知

①　従前の土地
磐田市中泉字東町459番25　宅地170.71㎡
基準地積175.26㎡
２番　所有権移転請求権仮登記　全部

②　換地処分後の土地
磐田市中泉一丁目10番３
宅地76.15㎡　全部
磐田市中泉一丁目10番４
宅地55.30㎡　全部

③　土地所有者
磐田市中泉459番地25
神谷　俊枝　外２名

教示

1　この通知について不服があるときは、この通知を知った日の翌日から起算して60日以内に静岡県知事に対し行政不服審査法に基づく審査請求をすることができます。(審査請求の記載事項は、行政不服審査法第15条に規定されています。)

2　また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して６ヶ月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。)提起することができます。(なお、処分の通知を受けた日の翌日から６ヶ月以内であっても、処分の日から１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６ヶ月以内に提起しなければなりません。

なお、別紙明細書及び換地図は掲載を省略し、それら静岡県磐田市国府台３番地１磐田市役所掲示場において掲示する。